

# 青森大学履修規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、青森大学（以下「本学」という。）学則（以下「学則」という。）第10条、第11条、第12条、第13条、第34条及び第35条に規定する履修方法と単位の授与に関し必要な事項を定める。

## (授業科目の履修年次)

第2条 授業科目には履修年次を定める。

- 2 履修年次よりも低学年の者が当該科目を履修することはできない。ただし、教育上有益と教授会が認めた場合はこの限りではない。

## (履修科目の登録)

第3条 学生は、所定の期間内に履修登録を行わなければならない。また、病気、休学などやむを得ない理由により所定期間中に履修登録が不可能な場合は、直ちにその旨を教務課に届け出なければならない。

- 2 既に修得した科目を再度履修登録することはできない。
- 3 同一时限に複数の科目を履修登録することは原則できないものとする。

## (履修登録の変更)

第4条 履修登録後、所定の期間に限り履修登録を変更できる。

- 2 所定の期間以外では変更を認めない。ただし、学生本人の責に帰さない事由、又は特別な理由により届出できなかった場合等は、教授会の承認を経て変更を認めることとする。

## (科目の履修取消)

第5条 授業開始後、所定の期間（履修取消期間）に限り登録科目の履修取消を申請することができる。

- ただし、必修科目については、これを認めない。
- 2 履修を取消した科目の単位は履修登録単位数の上限に含めない。
  - 3 履修を取消した科目については、第12条のGPA算出科目に加えない。
  - 4 学生本人の責に帰さない事由、又は特別な理由により履修取消期間に申請できなかった場合は、教授会の承認を経て履修取消を認めることとする。
  - 5 履修取消した科目は、当該学期中に履修取消の取消しを行うことはできない。

## (単位の計算方法)

第6条 授業科目の単位は、学則第10条に基づき、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- (1) 講義については、15時間から30時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間から30時間の演習をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習又は実技については、30時間から45時間の実験、実習又は実技をもって1単位とす

る。

- (4) 講義、演習、実験、実習若しくは実技を併用する場合には、第1号から第3号までの基準に則り必要な学修等を考慮して単位数を定める。
- (5) 卒業論文、卒業研究等、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(履修者の制限)

第7条 授業の目的や内容及び教室の設備等により、履修者に制限を設けることがある。これらの科目を履修者制限科目という。

- 2 履修者制限科目は、科目担当者が登録方法を定め、シラバス等で公表する。
- 3 履修者制限科目については第5条の履修取消は認めない。

(履修科目的登録の上限)

第8条 学生が適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期間に登録することができる単位数の上限を定める。

- 2 各学部・学科の履修登録単位数の上限は、次のとおりとする。
  - 総合経営学部 1～4年次：48
  - 社会学部 1～4年次：48
  - ソフトウェア情報学部 1～3年次：48／4年次：30
  - 薬学部 1年次：46／2年次：48／3年次：48／4年次：46／5年次：46／6年次：46
- 3 前号の単位数には、卒業要件に含まれない資格関連科目、自由科目等の単位数は含まれない。
- 4 前年度 GPA が3.5以上の場合には、第2項の上限を4単位以上緩和する。なお、4単位を超えて緩和する際の単位数は教授会の議を経て決めることする。
- 5 教育上有益と教授会が認めた場合には、第2項の上限を超えて履修することができる。

(他大学・他学部の授業科目的履修、その他文部科学大臣が別に定める学修及び単位認定)

第9条 本学において、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学で開講する授業科目を当該大学又は短期大学との協議の上、履修することができる。

- 2 本学の異なる学部が開講する専門科目を届出により履修することができる。
- 3 教育上有益と認めるときは、その他文部科学大臣が別に定める学修を、授業科目的履修とみなすことができる。
- 4 前3項の規定により修得した単位は、あわせて60単位を超えない範囲で、卒業要件単位の専門科目群(選択科目)又は基礎スタンダード選択科目として教授会の承認を経て認めることができる。

(遠隔授業の修得単位上限)

第10条 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、遠隔授業の修得単位上限については、学則第11条第2項に則り、60単位を超えないものとする。

- 2 遠隔授業で修得した単位が60単位を超える場合、履修及びその科目的受講、成績評価等を行うことはできるが、卒業要件単位には含めないものとする。

3 その他、遠隔授業に関して必要な事項について、別途定めることができる。

(単位の授与及び成績評価)

第11条 単位授与の対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 当該授業科目の履修登録を行なっている者。
  - (2) 当該授業科目の出席回数が授業総回数の3分の2以上の者。
  - (3) 成績評価に試験を用いる場合、試験の前日までにその期の授業料(その他学校納入金)全額を納入済みの者又は特に許可を得た者。
- 2 やむを得ない理由により出席回数が授業総回数の3分の2未満の者については、届出により前項第2号の条件を満たす場合には、単位授与の対象とする。
- 3 前項の措置に関して必要な事項は別に定める。
- 4 単位の認定及び成績評価については、次に定めるとおり行う。
- (1) 各科目の成績評価の方法及び評価基準は、授業科目担当者がシラバスに記載する方法・基準により試験・レポート・制作・実技・発表の結果、課題提出状況等による。
  - (2) 成績は100点法に従い、60点以上を合格とし59点以下を不合格とする。また、第1項第2号の条件に達せず第2項及び第3項にも該当しない場合は不合格とする。
  - (3) 評点は、100点～90点をS、89点～80点をA、79～70点をB、69点～60点をC、59点以下をD及び第1項第2号の条件に達しない場合をNとする。
  - (4) 学則第12条第4項及び第13条第2項において認定した単位については評点を用いず「認定」と表記する。

(学修成果の評価)

第12条 学修の状況及び成果を示す指標として、履修した各授業科目の成績に対して、G P (グレードポイント) を与え、これに基づき履修科目の成績の1単位当たりの平均値であるG P A (グレードポイント・アベレージ) を算出する。G P 及びG P A の算出方法については次のとおりとする。

(1) G P の算出方法

- 評点：100点～90点／G P : 4
- 評点：89点～80点／G P : 3
- 評点：79点～70点／G P : 2
- 評点：69点～60点／G P : 1
- 評点：59点～0点／G P : 0
- 評点：評価不能／G P : 0

(2) G P A は原則として、履修したすべての科目から次のように算出する。

- (履修した授業科目で得たG P ×その科目の単位数) の合計 ÷ 履修した授業科目的単位数の合計
- 2 教職に関する科目など卒業単位に含まれない資格関連科目、及び学則第12条第4項及び第13条第2項による認定科目は、G P A の計算に含まれない。

(成績に関する異議)

第13条 成績評価に対して合理的な理由により異議のある者は、所定の期間内に成績質問票により申し出ることができる。

2 成績に関する異議申し立ての詳細については別に定める。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、教育課程の実施にかかる必要な事項は、教務委員会を経て大学運営会議で審議のうえ学長が決定する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、大学運営会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日在籍する全学年の学生から適用する。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から改正・施行し、平成31年4月1日在籍する全学年の学生から適用する。

附 則 この規程は、令和5年4月1日から改正・施行する。

2 第8条第2項及び第9条第4項の規定にかかわらず、令和5年3月31日在学する学生（令和5年4月1日以降に編入学した学生を含む。）の履修方法については、なお従前の例による。

附 則 この規程は、令和5年9月1日から改正・施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。

2 第8条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日在学する学生（令和6年4月1日以降に編入学した学生を含む。）の薬学部履修登録単位数の上限は、なお従前の例による。